

合成燃料(e-fuel)の導入促進に向けた官民協議会の運営について

1. 本協議会は、原則として公開とし、一般傍聴については、新型コロナウイルス感染症対策のためインターネット配信を通じて行うこととする。ただし、企業秘密を含め、自由闊達な意見交換の妨げとなるおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。
2. 配付資料は、原則として経済産業省ホームページを通じて公開する。ただし、資料に企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。
3. 議事概要又は議事録については、協議会終了後作成し、経済産業省ホームページを通じて公開する。
4. 個別の事情に応じて、本協議会又は配布資料の公開方法を判断する必要がある場合は、事務局(資源エネルギー庁)にて判断するものとする。
5. 本協議会の下に設置するワーキンググループの運営については、それぞれのワーキンググループにおいて定めるものとする。